

知事選挙の結果、府民の批判をどう受けとめるのか

【梅木】 日本共産党の梅木紀秀です。日本共産党府会議員団を代表して、知事ならびに関係理事者に質問します。まず、四月に行われました**知事選挙の結果**について、ひとこと申し上げ、知事に質問いたします。

「民主府政の会」の森川明さんは、敗れたとはいえ、自民党府政二四年間で最高の得票を獲得、私の地元の左京区をはじめ四つの行政区で勝利しました。「府民の暮らしを応援する府政を」「府民に開かれた府政を」という森川明さんの訴えが、無党派の方々、民主党、社民党支持者をはじめ、広範な府民の共感を得たことは、マスコミの出口調査でも明らかです。知事選挙の結果は、「オール与党政治の終わりの始まり」を示すものであり、日本共産党と府民の新しい共同の広がり在全国に示したものです。この大きな前進を力に、私ども日本共産党は、知事選挙で示された府民の切実な願い実現のために全力を挙げるとともに、次回こそ「府民が主役」の府政実現めざし、奮闘する決意を表明するものです。

知事は、荒巻府政の継承を訴えられましたが、府民は従来型の政治の転換を求めています。ムダと環境破壊の大型公共事業中心から、府民の暮らしを応援する府政への転換を求める、こうした府民の声、批判票をどう受け止めて府政にあたるおつもりか、知事の考えをお聞かせください。

【知事】 はじめに、知事選挙の結果についてであります。先の選挙におきましては、共産党を除く府議会各党派のご支持をいただき、また、多くの府民の皆さんのご信託を賜ったことにより、第47代京都府知事に就任させていただいたところであります。荒巻府政の基本を受け継ぎながら、新しい世紀において、未来に希望のもてる京都府づくりにすべての府民の力を結集して邁進しようという私の考えに多くの府民の方々が共感をしていただき、期待を寄せていただいたものと考えております。このうへは、一党一派に偏らない公平公正、簡素で効率的な府政づくりを基本姿勢といたしまして、現地現場主義のもとで府民ひとり一人の思いを受けとめ、府政をとりまく様々な課題について、もう一度、府民の皆さんとしっかり見つめなおすとともに将来像を示し、それにむかって京都府のすべての力を合わせるように府政に取り組んでまいりたいと考えております。

府民の代表として国にはっきりものを言うべき

【梅木】 さて、通常国会が与党の横暴で延期されましたが、今国会ほど、政権党の舵取り不能状態が明らかになった国会はありません。鈴木宗男氏、加藤紘一氏などの金権腐敗問題、瀋陽の領事館事件をはじめとした外交問題、出口の見えない経済失政、どの分野でも統治能力が失われています。国民には消費税の増税、医療・介護の負担増、中小業者には、不良債権処理と外形標準課税の導入、日本の経済も国民のくらしも大変なことになっています。「小泉改革の正体見たり」これが国民の実感であり、今怒りとなって広がっています。

知事選挙中、知事は、「国にはっきりものを言う」と言われました。国の悪政に対して、府民の代表として知事が国にはっきりものを言うことを府民は強く求めています。府民のくらしに関わる重要な問題について、知事の見解をうかがいます。

有事法制 府民の代表として反対を明確にせよ

第一に、有事法制についてです。

この法案は自衛隊が海外での武力行使を可能にする危険な法案です。「自衛」を口実に増強されてきた自衛隊は、「自衛」が目的ですから日本の領海外に出る必要はないはずですが。ところが、九九年の「周辺事態法」で、日本の領海外に出ることが可能になり、昨年の「テロ対策特別措置法」では、テロ対策を口実に世界中どこへでも出かけて行くことが可能になりました。しかし、領海外で武力を行使することは許されていません。ところが、今回の「武力攻撃事態法案」の国会審議の中で、海外に出動している自衛艦も「わが国に含まれる」と福田官房長官が答弁していますが、海外の自衛艦を含む「わが国」に対して「武力攻撃のおそれ」や「攻撃が予測される」場合、これを排除するために武力攻撃が可能になるのです。つまり、海外での自衛隊の武力行使に道を開く危険な法案なのです。

自民党・公明党は、不審船やテロ対策、地震など「有事の際、国民をどう守るか、備えるのは当然」と主張していますが、不審船やテロ対策は警察力の問題であり、地震などへの備えは、有事法制とは切り離して検討すべき課題です。また、今回の法案には「国民の命や財産をどうも守るか」という提案はありません。逆に、国民の権利を制限して自衛隊が行動する上での障害を取り除き、自衛隊やアメリカ軍の行動に、罰則付きで、国民の協力を義務づける、ここに法案のねらいがあります。これが有事関連法案の危険な二つ目の柱です。地方自治体も権限は制限され、協力が義務付けられます。府立病院はじめ府職員、港湾や運送関係者など府民も自衛隊への協力を強制されることとなります。

政府は、アメリカの言うままに、自衛隊の海外派兵をすすめてきましたが、有事法制は、さらに一歩進んで、アメリカの戦争に日本を巻き込む危険な法案です。ブッシュ政権が、核兵器の使用や先制攻撃も辞さず、と公言しているだけに大変危険です。大山崎町、向日市、八幡市はじめ京都府内の市町村議会、全国の自治体で法案撤回や慎重審議を求める意見書が相次いでいます。真宗大谷派、本山修験宗はじめ多くの宗派、宗教団体、梅原猛さんはじめ多くの知識人が反対の意志を表明しています。府民の安全を守り、憲法を守る義務を負う知事として、反対の態度を明確にすべきです。いかがですか。

【知事】 有事法制についてであります。基本的な考え方につきましては、先ほど西田議員のご質問にお答えしたとおりであり、国や国民の安全に対して緊急かつ重大な事態が生じた場合に対処するための法的な整備は、わが国が法治国家である以上当然のことであり、民主主義の基本にかなうものであると認識しております。私は知事として、府民のみなさんの生命、身体、財産の安全を守る立場から、今後とも法案をめぐる国において十分納得のいく議論が行なわれるよう、しっかりと言うべきことは言っていきたいと考えております。

痛み押しつけの医療改悪に反対し診療報酬の再改定を国に求めよ

【梅木】 二番目は、医療改悪についてです。

自民・公明による医療改悪法案の衆議院での強行採決に断固抗議するものです。この医療改悪で、サラリーマン本人の窓口負担が、来年四月から三割に引き上げられます。「雇用

不安に加え賃金低下の中で、すでに限界を超えた負担増だ」と怒りの声が上がっています。七〇歳以上のお年寄り、一回八五〇円の定額負担が今年一〇月から、所得によって一割、あるいは二割負担になり、しかもいったん窓口で全額支払った上で、自己負担限度額を超えた分は役所まで出向いて払い戻しを受けなければなりません。自己負担限度額も低所得者の場合二・五倍に引き上げられます。肺気腫などで酸素ボンベを常時離せないお年寄りの場合、年一〇万円もの負担増になります。「次から次への負担増で、生きた心地がしない。いいかげんにしてくれ」と怒りの声が上がっています。さらに中小企業の労働者が加入する政府管掌健康保険の場合、保険料率が年収ベースでいまの七・五%から八・二%に引き上げられ、労使折半で、一人平均三万円の負担増です。「この時期、これだけの負担増は耐えられない」というのが、不況に苦しむ中小企業の労働者と事業主の共通した怒りの声です。

この改悪による国民の負担増は一兆五千億円にものぼります。国民の生活を圧迫すると同時に、個人消費を冷え込ませ、景気を一層悪くすることは明らかです。自民党・公明党によるこのような改悪と強行採決は、断じて許すことができません。とりわけ公明党は、九八年の参議院選挙の「重点政策」で「医療費の新たな患者負担に反対します」と書いています。与党としてたたかった昨年の参議院選挙でも、全国保険医団体連合会のアンケートに、「三割負担に反対」と答えておきながら、この改悪を「医療保険制度の維持のため」とごまかして強行採決するので、本当に許すことができません。

すでに、今年四月に実施された診療報酬の改定でも、深刻な事態がおこっています。人工透析の治療食、一食六三〇円が保険の適用外となりました。有料化で、月十三回として月額八千九百九十円、年十万円もの新たな負担です。一日百三十人が透析に通う京都市内のある病院では、約二割の患者さんが四月から、治療食をとるのをやめています。価格の安いチェーン店のどんぶりを二回に分けて食べているという患者さんも現れています。腎臓病の患者には、高カロリーを確保しながら、たんぱく質と塩分、水分などを制限した食事が必要なのに、命に関わる事態になっています。診療報酬の再改定が必要です。

さらに、入院が六ヵ月をこえると、入院を継続するためには、患者が新たに月四万～五万円を負担しなければなりません。六ヵ月後、つまり、この一〇月からその影響が出て来るわけですが、お金のない人は退院せざるを得なくなります。介護施設も不足しており、行くところがないという大変な事態が予測されます。社会的弱者に対するあまりにもひどい仕打ちではありませんか。

安心できる医療制度を確立するためには、国民に「痛み」を押しつけるのではなく、第一に、削られた国庫負担の割合を四五%に戻すこと、第二に、高すぎる薬価を欧米並み引き下げること、第三に、病気の予防、早期発見、早期治療を保障する体制を確立することこそ必要です。国民に負担を押し付ける医療保険制度の改悪に反対し、診療報酬の再改定を国に求めるべきです。知事の答弁を求めます。

【知事】 医療保険制度の改革についてであります。急速な高齢化等による医療費の増大により、医療保険財政が大変厳しい状況がある中で、行政に責任を持つものは、給付と負担のバランスを考え、将来にわたり持続可能で安定的な医療保険制度を構築すべきと考えております。現行医療保険制度のもとで、京都府はもとより全国の都道府県は市町村と

ともに医療についてセーフティネットを張り巡らしており、医療制度改革においてはこのような自治体の立場を踏まえ、低所得者の方々に負担も十分に配慮されるよう、国に対し引き続き積極的に提案していきたいと考えております。

なお、診療報酬のあり方につきましても、ただいま申し上げましたように、地方の役割も踏まえ、医療制度改革全体の中で議論されるべき問題と認識しております。

中小企業つぶしの外形標準課税導入をなぜ国に求めるのか

【梅木】 三番目の問題は、**外形標準課税**についてです。

政府は、法人事業税に外形標準課税を来年度からでも導入しようと急いでいます。知事も「来年度政府要望」の重点項目の真っ先に、外形標準課税の導入を求めています。「中小企業への配慮を」と書いてはいますが、ごまかしに過ぎません。

総務省の案では、現在九・六%の所得割を半分に引き下げ、引き下げた四・八%を給与二、資本金一の割合で外形標準課税にするというものです。日本商工会議所、全国中小企業団体中央会など、中小企業四団体は「総務省案が導入された場合の税額算出シート」を作成し、現行税額と総務省案による試算を会員に呼びかけています。商工会議所のホームページに中間報告が発表されていますが、黒字企業でもその八三%が増税になり、減税は十七%です。赤字企業はもちろん増税ですから、いかに中小企業に過酷であるかは明らかです。

この算出シートで、京都の二つの会社がどれほど増税になるか試算してみました。いずれも現在赤字で非課税の例ですが、資本金五千万円、従業員七五名、卸売業の会社の場合、総務省案では約三一三万円も課税されます。資本金三百万円、従業員六名、サービス業の会社の場合、総務省案では十八万六千円の課税です。中小企業への配慮ということで、資本金一千万円以下は、年額四万八千円の簡易課税といいますが、増税に違いありません。社会保険料の負担増とあわせて大変な負担です。政府の言う「増減税トントン」ということは、中小企業には増税、大企業には減税ということになるではありませんか。

これほどの弱いものいじめはありません。京都府の場合、大企業全体ではどれだけの減税になり、中小企業全体ではどれだけの増税になるか、試算されていると思いますが、お答えください。

中小企業関係四団体はそろって「中小企業いじめだ」と、外形標準課税の導入に反対しています。京都でも中小企業はこぞって反対しています。知事は、この不況で、府内の中小企業の七〇%が赤字で、融資の返済など資金繰りに四苦八苦しているこの時期に、外形標準課税の導入を国に求めますか。あらためて、見解をお伺いします。

【知事】 外形標準課税についてであります。行政サービスを受けている方々にその受益に応じて税を負担いただくということは、地方税における基本的な事柄でありますし、都道府県が住民の皆さんに安定的にまた継続的に住民サービスを提供するためには、現在の不安定な税収構造を改正していくことが必要であります。このようなことから、外形標準課税が全国一律の制度として導入されることを期待しておりますが、ただし、その導入に際しましては、さる二月議会定例会で議決されました「外形標準課税導入に関する決議」にありますように、府内経済が非常に厳しい状況にあることを踏まえ、中小零細企業の状況に配慮することが必要であると考えております。なお、国におきましても、現在こうし

た点を踏まえて、検討が進められていると認識をしております。なお、本府の法人事業税の試算に関しましては、総務省の外形標準課税の試算は、財務省の法人企業統計年報をもとに試算されたものでありますけれども、これは全国の法人の中から無作為に抽出した法人の調査結果から、全国ベースのみで推計されたものでありまして、都道府県単位のデータが存在せず、現状では個々の府県単位で試算することは難しい状況にあります。

全国町村会も「強制に近い」 地方自治破壊の市町村合併

【梅木】 四番目の問題は、市町村合併についてです。

全国町村会は、昨年五月に続いて、七月には臨時大会を開いてまで、「数値目標や期限の設定、地方交付税の段階補正の見直しなど」、「市町村合併を絶対に強制しないこと」と特別決議を上げています。

ところが、総務省は、現在およそ三二〇〇の自治体を一〇〇〇にするという数値目標を掲げ、「合併特例法は延長しない」「今年一年が正念場」だと、期限を設定して都道府県に号令をかけています。全国町村会の山本会長は「もはや強制に近い」と強く批判をしているのであります。

自治体の約半数にあたる、人口一万人未満の自治体、一五三七自治体の権限を国が強権的に奪うと言うものです。こんな憲法違反が許されるでしょうか。住民の意思を無視し、議会の権限も市町村長の権限も越えて、国がこのようなことをする権限がありますか。知事の見解をお示しください。

昨日の政府の地方制度調査会総会では、全国町村会会長をはじめ、町村関係者の反対を押し切って小規模自治体の権利制限を審議事項に盛り込みましたが、これらの動きは、現在進行中の国による市町村合併誘導策が、地方自治の発展どころか、地方自治を破壊し、地域の崩壊をもたらすものであることを証明しています。

そこで国の強権的な誘導策についてうかがいます。

市町村への脅し 総務大臣の「特例法延長しない」発言

まず、合併特例法を「延長しない」という総務大臣の発言についてです。

合併特例法は一九六五年に制定されました。市町村が合併すると地方交付税が減額になりますが、合併後直ちに職員を削減できないなどの理由から、「算定の特例」を定めて、合併後五年あるいは一〇年間は合併以前の交付税額を保証するという措置がおこなわれたものです。以来、市町村の自主的合併を保証する当然の措置として、毎回延長されてきたものです。だから、総務大臣は「延長しない」と口では脅しますが、公式文書には記載することができないのです。総務大臣の「延長しない」という発言は、不当な合併押しつけであると同時に、地方の自主的合併の権利を奪うものであり、地方自治権の侵害です。抗議すべきです。いかがですか。

【知事】 市町村合併についてであります。小規模市町村のあり方につきましては、第27次地方制度調査会における主要事項の一つとして審議がはじめられようとしているところであり、私といたしましては、新しい分権時代に市町村がその役割や責任を担っ

ていくためには、どのような市町村のあり方が望ましいのか、また、府県はどのような役割を果たすべきか、住民自治を実現していく観点や現在の小規模市町村の行財政の実情などを十分に踏まえながら、柔軟に議論していくことが必要と考えており、今後、国における議論の推移にそくして、地方が自主的な立場を貫けるよう積極的に意見を述べていきたいと考えております。

合併特例法の期限についてであります。現在、府内の各地域においては地域の将来について合併特例法の期限も踏まえながら、市町村や住民による真摯な論議が行なわれているところであり、京都府としてはこれらの取り組みを支援していきたいと考えております。

過疎地域、中山間地を切り捨てる地方交付税の段階補正

【梅木】 つぎに、地方交付税の削減についてです。

昨年の今ごろも、「地方交付税を一兆円削減する」と小泉首相と塩川財務大臣がそろって発言しましたが、関係者の運動で削減を許しませんでした。しかし、政府は「段階補正の縮小」、つまり人口の少ない市町村への交付税の割増率を、今年から三年間かけて段階的に引き下げ、合併の脅しにしています。ただし、「段階補正の縮小」で、合併した市町村の交付税も同じように削減されますから、「段階補正の縮小」は合併の脅しというよりも、過疎地域全体を切り捨てるものです。この段階補正の縮小で、削減される地方交付税の額は、三年後、国全体で二千億円です。田畑や森林、農山村には「水源涵養機能」や「災害防止機能」があり、その経済的価値は、七〇兆円とも八〇兆円とも言われますが、二千億円の削減は、農山村地域に生きる人々の苦労を全く理解しないものです。国のこういうやり方を許すことはできません。知事、地球環境と国土の保全に大きな役割を果たしている中山間地域を守るために段階補正を元に戻すとともに、財源保障機能を維持するよう国にキッパリと求めるべきです。いかがですか。

【知事】 地方交付税における段階補正について、段階補正自身は中山間地に着目したものではありませんが、私は中山間地域が、区域の環境保全に果たす役割は大変重要なものがあると考えておりますので、こうした地域の維持のため、地方公共団体が投じる森林管理対策などの国土保全事業に対する交付税措置が講じられるなど、一定の措置が講じられているところでございますが、さらに森林を中心に中山間地域の保全措置の充実が必要であり、そのため国に対して強く求めていきたいと考えております。

合併特例債の誘導に乗れば住民は大変なことに

【梅木】 合併特例債についてもうかがいます。

三年前に合併した兵庫県の篠山市の場合、総額二三〇億円の合併特例債が認められ、駅前周辺整備三〇億三千万円、篠山中学校移転事業一億円、市民センター二四億九千万円、中央図書館一九億六千万円、生涯学習センター二〇億円、チルドレン・ミュージアム一八億五千万円など、総額三二一億円の事業が進められています。この結果、篠山市の借金は合併後三年で、すでに二倍近くに膨らんでいます。国が七〇%交付税で面倒を見るというもの、三〇%は篠山市民が返済するのです。

合併特例債によるハコモノ公共事業は、丹後六町で三七六億円、宮津・与謝で二四八億円、福知山一市三町で二五七億円、船井・北桑八町で三六六億円、相楽七町村で五三三億円、この五地域の合計だけで一七八〇億円が認められることとなりますが、このうちおよそ三分の一、六〇〇億円は住民が負担し、返済しなければならないのです。合併後十数年後、地方交付税の算定特例がなくなり、地方交付税が減少しはじめる時に、返済のピークを迎えることになり、財政を圧迫することは明らかです。「合併で、市町村に残るのは『ハコモノ』の維持費と、大きな借金だけ」、合併による建設ラッシュのあとは、住民サービスの切り捨て、財政破綻という大変な現実が待っています。国が交付税で措置するという七〇％分、一二〇〇億円分もあてにはなりません。合併特例債の国の誘導に乗ったら大変なこととなります。知事は責任がもてますか。

財政が苦しいからと、あらゆる分野で国民負担を増やし、弱いものに増税を押し付けながら、こんな国誘導の無駄遣いはやめるべきです。そもそも、地方交付税は地方固有の財源であり、国が好き勝手に政策誘導に使うことは許されません。国に断固抗議すべきです。知事の見解をお聞かせください。

【知事】 合併特例債についてであります。地方交付税制度は地方公共団体の行政需要に対する財源保障とするものであり、合併による街づくりなど、新たな行政需要に対し交付税措置が講じられることは、制度の趣旨に沿うものと考えております。特例債については、市町村の判断が何よりも尊重されるべきものでありますけれども、特例債が合併後の市町村の一体性を確立するなど、道路整備など合併後のまちづくりを計画的に効果的に実現する事業に充てられるものである以上、不要不急の事業に使われるものではなく、またそうすべきものではないと考えております。

住民に開かれていない合併情報・論議

【梅木】 先ごろ「市町村行財政研究調査会」の府民意識調査の結果が公表されました。

このアンケートで、市町村合併が「すぐにも必要」と答えた人は八・三％にすぎません。「必要がない」二〇・九％を含め、七五・七％が「急ぐ必要はない」と答えています。これが住民の回答です。また、合併について「住民の意見を聞く機会を設けるべき」と答えた人が五九・六％で、峰山局管内が六六・七％、宮津六六・五％、相楽六〇・〇％と合併協議が進んでいる地域が上位を占めているのが特徴です。現在進行中の合併協議が、住民に開かれていないことの裏返しではありませんか。現に、「どこで議論されているのかわからない」「合併の情報が入ってこない」「住民が議論する場がない」などの不満が渦巻いています。合併は住民と町の将来にとって、重要課題です。現在府内ですすめられている合併協議が、住民参加や情報公開が十分行われていると知事はお考えですか。認識をお示してください。

【知事】 合併論議における住民参加や情報公開についてであります。府民意識調査の結果によれば6割を超える回答者が、市町村の合併は必要であるとされ、また合併に関する論議にあたって住民の意見を聞くことを求めるかたがたも約6割に及んでいるところで

あります。こうした中多くの市町村におきまして、住民懇談会の開催や合併に関する情報提供などに取り組まれているところであり、京都府におきましてもこれまでから地域の求めに応じて、シンポジウムの開催やアドバイザーの派遣等の支援を行なってきたところがあります。さらに今年度からは、新たに合併協議会が行なう広報啓発事業に対し、財政支援を行なうこととしており、これらによって地域の情報提供や住民参加を支援してまいりたいと考えております。

合併しない市町村、村おこしへの支援こそが必要

【梅木】次に、合併しない市町村への支援、村おこしへ支援についてうかがいます。

昨年一〇月、美山町で、農林水産省主催で第一三回農村アメニティ・シンポジウムが開かれましたが、美山町の村おこしが全国から注目されました。かやぶき屋根の葺き替えや復元に一軒およそ一千万円かかるそうですが、その九割を町が補助、毎年二軒分千八百万円を予算化しています。中山間地域直接支払い制度でも町独自に上乘せするなど、農業や林業、さまざまな分野で努力と工夫を凝らしています。芦生山の家も昨年改築し、移住した若い夫婦が管理人としてがんばっています。入込み客は「かやぶきの里」「自然文化村」などで50万人、新規定住者は、山村留学の子どもと家族、美山町ファンが「ふるさと株式会社」の紹介で二二二人、その内一五歳未満が七〇人です。その他の市町村でも、それぞれがんばっておられます。

府内にはゴルフ場計画が頓挫して行き止まりになった道路、空き地のままのホテル計画地など、呼び込み型リゾート開発の傷あとがあちこちに残っていますが、大きな資本による画一的な開発でなく、地域の自然と歴史、そこに住む人々の顔が見える内発的な地域おこしへの支援が、今必要なのではないのでしょうか。

鳥取県は、昨年、使い途自由の「中山間地域活性化交付金」制度をスタートさせました。過疎地の住民が自ら集落を元気にする取組に、県と市町村が三年間で最大二千万円を支給します。昨年度はホテルの里づくり、子ども太鼓の継承、農産物加工施設の整備、集落の美化活動などハード、ソフト両面で一七集落に交付しています。集落で話し合うこと、構成員の協力度が最大の判断基準で、「集落全員で計画作成」「村の総会で決定」など意欲に満ちた活動がはじまっており、今年度も単費で三億円の予算が組まれています。このような自由度のある、地域のやる気を喚起する交付金制度を本府でも実施してはいかがでしょうか。中山間地域・過疎地域への支援について知事の考えをお聞かせください。

福島県の矢祭町は昨年十一月に議会が全員一致で「合併しない矢祭町宣言」を決議しました。これに答えて佐藤栄佐久福島県知事は、「合併しない町を県は支援する」と宣言し、具体的な施策の検討に入っています。全国町村議長会も五月三〇日の都道府県会長会で「小規模市町村の自立に関する決議」をあげ、合併の押し付けに反対すると同時に、合併しないことを選択した町村への支援を要求しています。

「合併するか、しないかは市町村が決めること」と知事は総務部長時代から口にして来られましたが、実際には、合併推進の支援策だけです。そのことは、今年度自治振興補助金の総額は増やさずに、その内枠で、合併支援に予算を配分したことで明らかです。合併しない市町村への支援策がないではありませんか。どう支援するか。考えをお聞かせくだ

さい。

【知事】 地域への支援についてであります。中山間地域や過疎地域などについて京都府はこれまでから広域的な交通基盤の整備をはじめ、地域産業の活性化、少子高齢化対策などを各地域の課題に市町村と連携し積極的に取り組んだところであり、市町村自治振興金の活用におきましても、現在の活用状況を十分に踏まえ、自主的な地域づくりの支援を推進してまいりたいと考えております。

府民の暮らし応援が「今こそ立ちむかう」最大の課題

【梅木】 さて、国民に負担を押しつけ、弱者を切り捨てる悪政のもとで、府民の暮らしは大変です。知事は、選挙の際、「今に立ち向かう」と言われましたが、「府民の暮らしを応援する」ことこそ、「今に立ち向かう」最大の課題です。歯を食いしばってがんばっている中小業者、失業者やお年寄りなど府民の暮らしをどう応援するか、いくつかの問題について質問します。

雇用を求める府民の声が一定反映

しかし大企業奉仕の大型公共事業には手つかず

まず、雇用の拡大と仕事おこしについてです。

五月の完全失業率は五・四%と悪化し、過去最悪五・五%に近づきました。近畿二府四県の完全失業率は六・五%と、四月に比べて統計上は若干改善しましたが、「離職者が職探しを諦めて、完全失業者数にカウントされなくなったため」と報道されています。昨年の京都府の失業率は全国ワースト三位でしたが、京都の雇用状況は依然として深刻な実態です。具体的な「雇用創出」が決定的に重要です。

私たちは、これまでから、府民の切実な要求である介護施設など福祉の充実、週五日制に伴う学童保育の充実、三〇人学級など教育の充実、その他消防・防災、環境の分野で、京都府自身が公的な雇用を創出するよう提案してきました。

今議会に提案された雇用・不況対策では、福祉や医療、教育の充実を雇用対策のうえで効果があると位置付け、個室型の特別養護老人ホーム建設の融資への利子補給や週五日制に対応した市町村の学童保育事業への助成、伝統産業産品や技術者の学校現場での活用、森林や河川など自然環境を生かした「緑の公共事業」、府立学校の設備への府内産木材の活用など、わが党議員団が要求してきた府民の声が一定反映されたものになっています。これらの施策が実効性を持ち、実際の雇用増に確実につながるよう強く求めるものです。同時に、知事が府政の「改革」を言われるのなら、府政のおおもとを大企業奉仕の大型公共事業中心から、福祉、教育、生活密着型の公共事業重視に転換させることこそ必要です。京都市内高速道路や関西空港第二期工事、舞鶴和田埠頭などにストップをかけることを強く求めておきます。

サービス残業なくし 有給休暇の完全消化で失業は解消できる

私たちは、雇用確保のために、不当な解雇を規制すること、「サービス残業」をなくせ

ば九〇万人、「残業をゼロ」にすれば一七〇万人の雇用が生まれると提案してきました。さる六月七日、国土交通省と経済産業省は、サラリーマンの有給休暇消化率が五割未満であり、完全に有給休暇を消化すれば、一五〇万人の雇用と一二兆円の経済効果があると発表しました。大企業の横暴なリストラで失業者が増える一方、会社に残った労働者には、いっそうの長時間過密労働が押しつけられ、サービス残業や有給休暇の未消化は増加しています。働く人たちの権利を守り、家族団らんの生活を取り戻すことで、実に四一〇万人の雇用が生まれ、5月の完全失業者数375万人を上回るのです。社会的な規制と企業への働きかけが必要です。知事が国に働きかけると同時に、府として、京都府内の企業や労働組合に働きかけるべきです。いかがですか。

【知事】 休暇の取得促進等による雇用創出であります。府としてもワークシェアリングに現在、積極的に取り組んでいるところでありますが、国ではワークシェアリングに関する政労使検討会議で検討が続けられており、府内におきましても労使の研究会でワークシェアリングの問題も含めた新しい雇用のあり方について議論がなされているところであります。京都府としましては雇用促進協議会の場において研究検討を進めているところであります。引き続き国や労使における検討とあいまって、幅広く検討して参りたいと存じているところであります。

緊急雇用事業 実際の失業者の就労確保を

【梅木】 「緊急地域雇用特別事業」についてですが、二〇〇〇年から二〇〇一年に行なわれた旧交付金事業では、安易な委託で、実際の失業者が就労できていないことが指摘され、今回の事業では「失業者を四分の三雇い入れる」こと、人件費を八〇%以上にすることが盛り込まれ、府がその進捗の掌握に責任を持つことが明確になりました。そこで伺いますが、旧事業について府の取り組みはどうだったのでしょうか。総括の状況と改善点をお答えください。また、今回、人件費や新規失業者の雇用の割合で、指定された数値を確保するために強力な指導が必要と思われませんが、どのような措置を行なうのか、お聞かせください。

【知事】 基金事業についてであります。平成11年度から13年度までの三年間に市町村と連携しながら43億円あまりの事業を実施し、のべ39万人の雇用目標を達成するとともに新規雇用者の比率も9割近くになっているところであります。また、事業の内容面におきましても、公園、河川等の美化や森林の整備など環境の保全に資する事業や不況の中で特に厳しい状況にある伝統産業に携わる職人さんの仕事確保等を通じ、伝統技能の継承にも貢献するなど大きな事業効果をあげたところであります。75億円の新たな基金事業につきましても、平成13年度実績及び14年度計画ベースで、人件費の比率及び新規雇用者

の割合はおよそ 80%を超えておりまして、事業の要件とされている数値目標は現時点で確保されるものと考えております。今後とも事業要件の達成をはかるため、府事業はもちろん市町村事業についても、契約時に要件を明示し、その要件が満たされているか適時確認を行なうなど目標達成に努めてまいりたいと考えております。

府内で広がる住宅改修助成 府の制度としてただちに検討を

【梅木】 次に住宅改修助成についてです。今年四月、府内ではじめて網野町が住宅改修への助成を実施し、これに続いて京田辺市が、京建労や商工会の要望にこたえて、制度をスタートさせました。新聞でも「市民の消費を促し、各方面への経済効果と市内産業の活性化を図る」ものとして大きく報道されました。京田辺市内の業者に発注することを条件に一〇%の補助ですから、今回一千万円の事業費で一億円の住宅改修の仕事が、京田辺市の業者に発注されます。住宅建設の経済波及効果は四倍といわれていますから、四億円の地域経済への波及効果が期待されます。網野町や京田辺市に続いて、「わが町でも実施を」という要求は建設関係者だけでなく広範に広がっています。一千万円で四億円の地域経済への波及効果、これほど即効性のある不況対策はありません。福祉施策としても要求があり、効果があるのですから、府の制度として直ちに検討すべきです。知事の考えをお聞かせください。

静岡県は今年度、個人住宅の耐震補強工事への助成制度を創設しました。今年度の予算額は五億八千万円で、木造住宅五万棟の無料耐震診断と、旧建築基準法時代の木造住宅一千棟の耐震補強工事に一律三〇万円の補助を行い、今後五年間で、一万棟の住宅の耐震補強助成を行なう計画です。昨年末に策定された本府「住宅基本計画」では、老朽住宅の耐震補強工事が必要だと強調されていますが、府内の旧建築基準法時代の木造住宅三七万棟について、年次計画で無料耐震診断の実施と、耐震補強工事への補助を行うべきです。京大副学長の尾池教授は近畿の活断層が活動期に入っていると警告しておられます。住宅の耐震補強への助成制度についても、知事の考えをお聞かせください。

【知事】 住宅の改修に対する助成についてであります。現在一部の市町において地域の置かれている状況を踏まえ助成に取り組まれているところであり、広域的な行政の役割を担う京都府といたしましては住宅改修を行う地域の方々に府の必要な資金を低利で融資するのが適当と考えておりまして、住宅改良資金融資制度を設けてるところでございます。今後ともこの制度の利用促進に努めてまいりたいと考えております。また公共財産である府営住宅につきまして、景気雇用対策として幅広い業者への波及効果等のあるトータルリモデルや住宅住戸内のバリアフリー化などの予算を本議会にお願いをいたしているところでもあります。次に耐震診断と改修費助成についてであります。静岡県では全域が大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に指定されていることを踏まえ、その対策として取り組まれているものと聞いております。京都府におきましても阪神淡路大震災を契機に平成7年度から府内各地で無料の耐震診断を実施してまいったところ、相談件数も減少してまいりましたことから3ヵ年で取りやめたところがございますが、今後とも府民のニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。なお、耐震補強に対しまして

も住宅改修助成と同様にまず融資制度で対応してまいりたいと考えております。

広がるヤミ金融被害 実態把握と相談窓口の設置など対策を急げ

【梅木】 二番目に、ヤミ金融の問題について質問します。京都地方裁判所管内の二〇〇一年の自己破産件数は三九四四件で、前年度に比べて四五九件の増、毎年急激に増えています。不況による営業不振、リストラによる失業など府民の暮らしがますます深刻なものになっていることの反映です。日本共産党では、各行政区に生活相談所をおき、府民のみなさんの様々な生活相談を受けていますが、歯を食いしばって融資の返済をしているが、今月をどうにかしのぐためにとサラ金に手を出した。失業し生活費に困って、つい手を出したが仕事がない。その返済に新たな借金、と金額が膨らみ困り果てての相談が増えています。特に最近では、登録業者でも違法な高金利や、違法なヤミ金融の被害が増えており、昔は「トイチ」つまり十日で一割でしたが、「トサン」「トゴ」さらには「アケイチ」つまり、一晩あけると一割というものまであります。「五万円まで手続き簡単！まずはお電話を！」こんなチラシで、スタートはわずかな額ですが、返済に困ると裏で組んでいる仲間の業者を紹介され、あっという間に返済不能な金額に膨らんで、夜逃げ、一家離散、果ては自殺と被害は拡大しています。

ヤミ金融業者は、深夜また職場での恫喝などすさまじい取立てをしますが、弁護士が代理人になって連絡をとれば、脅迫的な取立てがとまり、違法な金利分の債務が無効であることを比較的簡単に認めます。自分たちが犯罪行為を行っていることを承知しているからです。早く手を打てば、被害の拡大を防ぎ、被害者を救うことができます。ところが、弁護士が連絡を取ろうにも、連絡先がわからない場合が多く、少額で口数が多いのも特徴で、すべての連絡先を調べるのに手間取っています。東京都や大阪ではホームページ上で、登録業者の一覧が検索でき、登録業者かどうか、登録業者であれば連絡先がわかります。さらに、大阪では、市民団体がヤミ金融業者の配ったチラシを一枚一円で買取り、ヤミ金融業者の一覧表を作成し、被害者救済に役立っています。府民の注意を喚起する役割も果たしています。本府の場合、業者の確認は、消費生活課に出向いての閲覧しか方法がありません。また、相談窓口はなく「弁護士さんに相談を」ということで、被害状況の実態も把握できていません。関係機関と連携をとり、早急な実態調査と相談窓口の設置、府民への広報、ホームページでの登録業者の公開が必要です。知事の見解をお示しください。

【知事】 次にいわゆるヤミ金融についてであります。無登録業者または家具等のリース業を装うなどにより貸金業規正法をかいくぐっているもので全体を把握することはなかなか難しいものがありますが、京都府では苦情相談や近畿財務局等関係機関と情報交換するなどして、実情の把握にできる限り努めているところでございます。また消費者からの苦情相談につきましては消費生活課、消費生活科学センター、各地方振興局や府警本部等の相談窓口において相談に応じているところでございます。さらにヤミ金融の被害を未然に防ぐため、京の暮らし等の広報誌や京都府のホームページで注意を喚起するなど啓発に努めているところでありますが、今後とも消費者の立場に立って情報提供の充実をはかってまいりたいと考えております。

離職者支援資金 府独自でも利子補給や保証人条件の緩和を

【梅木】 「離職者支援資金」の改善についてもうかがいます。

失業後二年以内の期間を対象に、月額最高二〇万円、最高一二月、二四〇万円を失業者に貸し付ける「離職者支援資金」が今年四月から始まりました。京都府域で二〇億円、一人二百万円としても千人分の予算が用意されましたが、しかし五月末で、利用者は四十九件、相談や問い合わせは六二五件です。広報が弱いことに加えて、納税している連帯保証人が必要なこと、金利が三%と高いことなどがネックになっています。保証人を不要にすること、せめて納税要件をはずすこと、金利を引き下げるよう緊急に国に求めるべきです。また、制度の周知徹底に努め、府独自でも利子補給や保証人条件の緩和を行なうべきです。積極的な答弁を求めるものです。

【知事】 離職者支援資金についてであります。この資金は国の制度であります生活福祉資金制度の一つとして京都府社会福祉協議会において本年3月から貸付が行われているところであります。京都府といたしましては、これまでから国に対して貸し付け要件の緩和について要望を行っており、現在本府からの要望を踏まえ、すでにその見直しが検討されていると聞いています。今後とも社会福祉協議会や民生委員、関係機関と連携しこの制度の主旨に一層努めますとともに、失業された方がこの資金を活用していただき再就職までの生活のお役に立つよう努めてまいりたいと存じております。

借換融資制度 返済が少しでも軽くなるように改善を

【梅木】 関連して、借換融資制度の改善について質問します。

一月に制度ができて以来、五月末時点で信用保証協会への相談件数二五〇〇件に対し、借換え融資実績が約八五〇件と聞いています。来年三月まで期間を延長することが発表され、喜ばれていますが、何よりも不況の中で歯を食いしばってがんばっている中小業者のみなさんの願いは、「返済が少しでも軽くなること」です。据置期間を景気回復までとすること、せめて一年に延長すること。また対象を制度融資だけでなく、政府系金融機関、銀行からの直接融資も対象にすること、など、思いきった改善を求めますが、いかがですか。

【知事】 経営改善借換え融資制度についてであります。西田議員にお答えいたしましたとおりこの制度は今年初めに創設したところであり、全業種を対象とし、また府県と政令指定都市が共同して取り組むなど全国的にも注目を集めている画期的なものであります。また特定不況業種等に該当しない売上減少等について、厳しい資金繰りの実態を踏まえ、本年4月からは10%の売上減少要件を5%に緩和し、さらに中小企業者の要請にこたえるために、このたび売上が減少していれば対象とするとともに、実施期間を年度末まで延長するなど新たな制度改善を行ったところであります。このようなところから今回の制度改

正を含め今後はこの制度の定着をはかるため、京都市と連携し金融機関や信用保証協会のご理解も得ながら、利用促進に最大限取り組んでまいることが京都府としてまずなすべきことであると考えているところであります。

不法投棄 「府の責務」、製造者、排出者責任の明確化 リサイクルシステムをすすめる条例を

【梅木】 3番目は、府民の安全と健康に関わる問題についてです。

まず、不法投棄問題についてですが、府内で発生した不法投棄の件数はうなぎのぼりで、その被害は自然や住環境の破壊にとどまらず、住民の健康や命、財産を脅かす危険性さえあります。

亀岡市畑野町では、大阪の業者が、住宅地の直近、真上の山で長年無許可で採石行為を続け、石を採ったあとに産廃の不法投棄を行ない、防災上きわめて危険な事態を引き起こしています。また、南山城村の高山ダムでは、ダムの貯水面ギリギリまで大量の産廃の不法投棄が行なわれました。高山ダムの下流では府営水道の取水も行なわれているのですから、大変です。

この二つの事例に共通しているのは、不法行為が明らかになっているにもかかわらず、府が迅速・適切な対策を打たなかったために、被害が拡大、重大化したことです。何よりも府が迅速に対処すること、違法行為を行う業者に毅然とした態度で指導することが必要です。わが党議員団は、九四年に「残土及び産廃処理施設設置に対する府の規制策」を提案し、府が不法投棄防止に責任を持つことを求めましたが、現在のところ、まだ府独自の条例や規制案は明らかになっていません。前知事が二月議会で、条例の設置を含め検討していると答弁されており、まもなく提案されるものと思いますが、その際、「事態の解決のために、迅速・適切に、そして毅然とした態度で指導する責務が府にある」ことなど、「府の責務」を明確にすることと製造者責任、排出者責任も明確にし、リサイクルシステムをすすめる内容にすべきだと考えます。知事の考えをお聞きかせください。

【知事】 不法投棄対策についてであります。各地方振興局に不法投棄等特別対策地域機動班を設け警察や市町村と緊密に連携して、問題事案に対しては、迅速かつ厳正に対応するとともに産業廃棄物不法投棄等監視員を動員し、監視指導の充実強化をはかってきたところであります。現在、学識経験者で構成する研究会で不法投棄の規制について鋭意検討を重ねていただいているところでありますが、その結果を踏まえ、悪質、巧妙化してきている不法投棄に対して条例による措置も含め未然防止および早期解決に向けてさらに厳正に対処してまいりたいと考えております。なお、事業者責任やリサイクル問題につきましても、廃棄物処理法の改正やいわゆるリサイクル関連法の制定などの状況を考慮する必要があると考えております。

食品添加物の製造検査 府の調査は

【梅木】 次に、食品の安全対策についてですが、食の安全をめぐる、BSEや輸入野菜の残留農薬の発覚などその信頼性を失墜させる事件が次々と発生しています。ひと月ほ

ど前に、食品添加物メーカーの「協和香料化学」の茨城工場が、食品衛生法で添加物の材料と認められていないアセトアルデヒドやヒマシ油などを使った「香料」をつくっていたことが大きな問題となりました。この「香料」を含んだ添加物を使ったチョコレートやクッキーなど多くの食品、飲料が回収されました。

本府は、厚生労働省の指導によって、添加物の原材料をつくっている京都市以外の十二の業者についての緊急調査をおこないました。新聞報道によれば「違反はなかった」とのことですが、どのような調査をしたのか、明らかにしてください。

【知事】 食品衛生法で次に府内の添加物製造工場に対する調査についてであります。協和香料化学茨城工場で発生した事件を受け、速やかに府内の対象となる全ての関係工場に対し緊急の立ち入り調査を実施したところであります。調査は当該工場で使用されている原材料、製造された添加物の種類と用途などについて関係帳票による調査を行った上で製造工程に立ち入り製品及び表示の確認、原材料等の保管庫内の検査を行うなど適切に行われていることを確認いたしましたところであります。

全員兼務で少ない食品衛生監視員 増員を急げ、

【梅木】 食品衛生法では、施設の種類別に法定監視回数が定められています。食品添加物製造業については、一つの工場に対する立入調査は年六回と定めていますが、問題を起こした「協和香料」茨城工場は、三年間一度も立入調査がされていませんでした。食品衛生監視員が少なすぎると指摘されています。本府の場合いかがですか。今回の緊急調査以前の監視は法定回数どおり行っていましたか、お答えください。府内のすべての対象施設に対する監視率は、一九九九年度で法定回数の二一・一%にとどまっています。現在、本府の食品衛生監視員は九一人で、全員兼務ということですが、増員すべきではありませんか。お答えください。

いま本府は、行財政改革と称して、保健所などの統廃合を計画していますが、食品衛生や産業廃棄物不法投棄対策などの環境対策を含め、むしろ充実すべきではありませんか。保健所の統廃合はすべきでないと考えますが、知事の見解をお尋ねします。

【知事】 次に食品衛生監視についてであります。京都府においては獣医師、薬剤師など知識と経験を有する職員 91 名を食品衛生監視員として任命し、大規模な食品製造業や大量消費施設など食品の安全対策上重要な施設に重点を置くとともに、必要に応じ広域食品衛生監視機動班を編成し、基本的な対応をはかるなど実施方法にも創意工夫を凝らしながら効率的、計画的な監視を実施しているところであります。また地域の飲食店等については、京都府食品衛生協会と連携して指導啓発に努めるなど、きめ細かな対応を行っているところであります。こうした中で今回の食品添加物製造工場についても計画的に監視を行い平成 11 年度から平成 10 年度でおおむね各 2 回の立ち入り調査を行っているところであります。さらに充実をきすため今年度、食品衛生監視員の増員をはかったところであります。

なお保健所の統廃合については市町村との役割分担、連携による効果的なサービスを展開できる体制の構築や職員の専門性、技術力の向上、広域的専門的拠点としての機能強化

がうたわれております新しい行政推進懇話会の第3次提言を踏まえて進めてまいりたいと考えているところであります。

小学校入学前までの乳幼児医療費助成拡充は府民の切実な願い

【梅木】 次に、乳幼児医療費助成制度についてですが、知事選挙の中で、乳幼児医療費助成制度の拡充、小学校に入るまで無料にという願いが、子育て世代を中心に広がりました。いま、全国の三十二都道府県で、府内では二十四市町で、就学前または六歳未満までの独自の助成をおこなっており、「全国の大きな流れ」となっています。八木町は六月議会で、園部町に続いて対象年齢を高校卒業までに拡大しました。知事は、知事選挙中の毎日新聞のアンケートに、「乳幼児医療についても、無料化の制度を、市町村と共同して充実をはかる」と回答していますが、今回の補正予算には提案されませんでした。この公約実現について、見通しをお聞かせください。

【知事】 次に乳幼児医療費助成制度についてであります。この制度は各市町村が実施主体となって地域のニーズに応じ子育て支援対策の一貫として取り組まれており、京都府としても積極的にこの取り組みを支援しているものであります。今後のあり方につきましては市町村の意見をたいし、その立場を十分に踏まえながら論議していきたいと考えております。

様々な問題点や課題が浮き彫りになった介護保険

【梅木】 次に介護保険についてですが、介護保険制度がスタートしてから二年三ヶ月がたち、来年四月の次期計画策定にむけて、国や自治体において事業計画や介護報酬などの見直し作業が進んでいますが、その中で、様々な問題点と課題がうきぼりになってきています。

強く求められている保険料・利用料の減免制度 京都府も創設を

まず、保険料、利用料についてです。

本府が五月に発表した「府内の二〇〇一年度介護保険実施状況」によれば、府内の要介護認定者数が、昨年一二月末現在、六万七千人と予想を大きく上回ったことなどから、介護給付費の伸びが予想され、「保険料の値上げは必至」と伝えられています。

しかし、今でさえ、「保険料・利用料が高すぎる」というのが府民の悲痛な声であり、これ以上の引き上げは避けなければなりません。介護保険の導入と同時に、高齢者介護費用の国庫負担が五〇%から二五%に引き下げられましたが、これを元に戻すよう、わが党はかねてから要求してきました。今回の見直しにあたって、国に国庫負担割合を引き上げるよう強く改善を求めるべきです。山田知事は、知事選挙中、京都新聞のアンケートに答えて「(介護保険は)財政面での対策を含め再検討が必要だ。」とのべておられますが、いかがですか。

こうした中で、低所得者に対して保険料の減額、免除を行っている自治体は、今年度一二自治体ふえて全自治体の一三・三%、四三一自治体になっています。府内では、九市

八町が独自の軽減措置を実施しています。厚生労働省は、自治体独自の減免の抑え込みをはかっていますが、それでも全国一一七自治体で厚生労働省の示す「三原則」の枠をこえた減免を実施しており、東京都は今年一月から、都道府県では初めて、独自の利用料軽減措置を実施しています。今府民が強く求めている保険料・利用料の減免制度を京都府も創設すべきではありませんか。知事の見解をお示してください。

このままでは特養ホーム入所は9年待ち 施設整備を急げ

基盤整備についてですが、特別養護老人ホームの不足は深刻で、いまでも「入所待ちは三年、四年」というのが現実です。これまでから、入所待機者の調査を府が責任を持って実施するよう求めてきましたが、今回ようやく特別養護老人ホームの待機者が三六四〇人と発表されました。昨年度、府内の特別養護老人ホームの定員は四一五人増えていますが、待機者の九分の一、これでは単純計算で、九年待たなければなりません。先に述べたとおり、今年四月からの診療報酬改定で、長期入院患者の半強制的な退院が今年の一〇月から始まり、全国的には約五万人、京都では千人以上が病院から追い出され、介護保険に移行すると見られています。施設整備は、当初計画から見てもまったく不足している状況ですが、抜本的な計画の見直しで、施設整備を急ぐ必要があります。知事の決意をお聞かせください。

【知事】 介護保険につきましては国や地方公共団体はもとより社会全体で介護が必要な高齢者を支えることとされており京都府といたしましては今年度においても約140億円を投じ全力を挙げてその円滑な運営や安定をはかるための対策を講じているところであります。こうした中で保険料や利用料につきましては、現行制度の活用を市町村に積極的に促すとともに国に対して高齢者の経済負担に十分配慮し必要な対策を講じるべきである旨、積極的に提案を行っているところであります。特別養護老人ホームについては、第2次京都府高齢者保健福祉計画に基づき施設整備に努めていたところであり、今回市町村が申し込み状況などを踏まえて算定した現時点での利用見込み施設を見ましても、整備が進みつつあると考えておりますが、さらに京都府といたしましては今議会に府独自の補助や融資制度の創設など全国トップレベルの施設整備助成をお願いしているところであり、今後とも市町村とも緊密に連携を図りながら待機者の解消に努めてまいりたいと考えております。

30人学級・少人数学級について

【梅木】 最後に教育問題について質問します。

三〇人学級の実現は、子どもたちと父母、教育関係者の切実な願いです。全国で、三〇人学級、少人数学級が大きく広がり、現在では二〇道府県で実施されています。本府でも、一日も早い実現が求められています。

知事選挙の際、知事は、「すでに京都は、一学級三〇人以下の小学校は半分以上、三五人だと八〇%に達しており、三〇人学級の方へ進んでいる」と言っておられますが、これは、学級数でのことです。生身の児童・生徒の数で考えるべきです。私の調査では、三〇人以上の学級で学ぶ小学生は五七・一%、中学生は九〇・九%です。圧倒的多数の子どもが、三〇人以上の過密な学級で学んでいるのです。また知事は、「『少人数授業』や『チームテ

ィーチング』などきめ細かな指導体制を確立し、三〇人学級の推進に努める」とも答えられていますが、今求められているのは、学級規模そのものを小さくして、一人一人の子どもたちと向き合うことができる教育環境を整えることです。「少人数授業」や「チームティーチング」などで、三〇人学級を推進すると言う知事の発言はごまかしであり、府民の願いに答えるものではありません。今年度から、小学校一・二年生で二五人学級を実施している埼玉県志木市の市長は、「四〇人学級には問題が多くあって、親も先生も少人数学級の方がいいと言うのに、なぜやらないのか」と問題を投げかけています。

少人数学級、三〇人学級の実施について、知事の考えを正確にお答えください。

【知事】 次に教育問題についてであります。府民の教育に対する期待は大きく特に子どもの健全育成や学力の充実向上については関心の高い問題であると強く感じているところでもあります。少人数学級の問題につきましてはその方向に確実に向かっていることは学級数の推移を見ても明らかであります。単に学級規模だけで問題のすべてが解決するわけではなく利用生徒の発達段階や各学校の特性などさまざまな観点からの検討が必要であると考えております。そのため少人数教育のあり方を検討するための予算を今議会にお願いしているところであり、今後府民の皆様方から幅広い意見を聞きながら教育委員会とともに検討してまいりたいと考えております。

舞鶴の新養護学校 府民への情報公開・声の反映を

【梅木】 次に、舞鶴に建設される新しい養護学校の建設に関わって質問します。

保護者をはじめ関係者の粘り強い運動が実り、ようやく舞鶴の養護学校建設が予算化されました。障害をもちながら長時間通学を余儀なくされてきた子どもたち、わが子の体を気遣いながら毎日見送ってきた保護者のみなさんの喜びもひとしおだと思えます。同時に、新しい養護学校が、二一世紀の障害児教育を切り開く、すばらしい学校になることを保護者や関係者は強く願っておられます。

施設の内容はもちろん、具体的には、新しい養護学校が、そこに通う子どもたちの「学校」であると同時に、地域の障害児学級などに通う障害を持つ子どもたちの発達にも役立つ機能を持つこと、また、障害を持たない子どもたちや地域の人たちとの交流の場ともなることなど、期待と夢はふくらんでいます。今回提案された補正予算案では、基本設計費のほかに債務負担行為として七億円が提案され、敷地規模は一万七千平米、一四〇人規模で舞鶴西地区となっており、かなり具体化されていますが、「私たちの意見は聞いてくれるのだろうか」と、不安の声がでています。基本設計の段階で、親や教職員、関係者が参加する検討委員会の設置を求めます。今回の補正予算の提案でも、随所にパブリックコメントの導入がうたわれていますが、養護学校建設にあたって、府民への情報公開、パブリックコメントについて教育委員会はどのように考えているのかお聞かせください。

【武田教育長】

梅木議員のご質問にお答えいたします。新設養護学校についてであります。幅広い分野の委員からなる府立学校のあり方懇話会が府民の意見を十分反映して作成されたまとめを

踏まえ今議会に予算をお願いしているところであります。教育行政に府民や関係者の意見を生かすことは重要であり、今後とも地元舞鶴市を初め関係機関と十分調整を行うとともに保護者や教員の意見につきましても必要な情報を提供しながら地元教育委員会や校長を通じて聞いていきたいと考えており、あらためて検討委員会などを設置することは考えておりません。

梅木議員再質問

府民の生の声に冷たい答弁 平和な京都 暮らしを守るために 本当に国にもものを言えるのか

【梅木】 教育、介護、医療の関係については、引き続き一般質問でわが党の同僚議員から質問をさせていただきます。知事の答弁を聞いておまして、一党一派に偏しないとおっしゃるけれども、私は直に府民の皆さん方の声を聞いて、議員として知事に要望出してるわけですね。それに対していかにも冷たい答弁だと思います。私は、もう少し知事が真剣に答弁をしてもらえるものだと思って期待をしておったんですけれども実に官僚的な答弁だと思います。まず有事法制について、法解釈の問題ではなくて、新しい世紀に戦争のない、日本の憲法が生きる平和の世紀つくる可能性があるその時に、アメリカの無法な軍事力に頼るような横暴と一緒に加わっていく有事法制の根本にかかわる問題について、知事としてどう考えておられるのか、歴史認識として舞鶴を平和の港に、21世紀を平和な世紀にということで知事はどうお考えになっているかということをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

外形標準課税についてですけれども、試算がないということですが中小企業に増税になるということは明らかで、この不況で大変なときに府が政府に対する要望書の第1項目めに外形標準課税の導入を出すということでもいいのか。もう少し中小企業の皆さん方が本当に歯を食いしばってがんばってるときに、しっかりと府民の目線で見いただきたいと思います。健康保険料が上がる、さらに雇用保険だつてあがると言われてるときにそれでも知事は府の財政の安定を一番に考えて言うのかと。総務部長答弁ではなしに、知事としてもう少し中小業者の目線、府民の目線を考えなければだめだと思います。なによりも京都の経済は京都の中小業者、地場産業を発展させることでしか立ち直らない、こういう立場に立つべきだということをおきたいと思います。

それから市町村合併についてですけれども、一番肝心なのは、住民に情報をしっかり公開し住民が納得するまで議論をする、これを保障することだと思うんです。合併特例法等の期限を区切ってどんどん押し付けていく。住民に情報が公開され、住民が納得いくような議論が進んでいるかどうか、この点について知事はどういう認識なのか。国に対してきっぱりものを言う気があるのかどうかということについてお聞かせをいただきたいと思います。以上で再質問終わります。

【知事】 有事法制についてでありますけれども、平和で民主的な日本をつくるためにも国民の安全に対して緊急かつ重大な事態が生じた場合に対処する法的な整備は当然のことで

ありまして、それが民主主義国家の基本にかなうものであることは私は間違いないというふうに思っております。

それから外形標準課税についてでございますけれども、法人が事業活動を行うにあたって、受けている都道府県行政サービスに対しその受益に応じ適切な税負担を求めようというものでございますけれども、その典型が先般東京都や大阪府で導入されました、共産党も賛成されたと思いますが、いわゆる銀行税でございます。しかしながらこのような単道府県による導入についてはご存知のような状態もあり、また地方交付税の交付団体では効果も少ないというところから全国一律の制度として導入されることが適切であると考えているところでありまして、適切な導入に対しましては先ほどから申し上げておりますように府内経済が非常に厳しい状況にあることをふまえ中小零細企業の状況にも十分配慮することが必要であるということを繰り返し申し上げているところでございます。

合併特例法につきましてもこれも既に非常に長い歴史のある中で法的な基準が今あるということを十分認識していただきたいと思っておりますが、その中で私どもとしましては今、市町村が本当に真摯な議論をされている、情報提供も一生懸命住民の方々に対して行われている。そういった状況を支援していくということが大切であるということを申し上げているところでございます。